

10月
から

マイナンバーの通知が始まります

—社会保障・税番号制度のご案内—

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布され、日本国内の市町村に住民登録のある全ての方に個人番号（マイナンバー）を付番し、同一人であることを確認するための「社会保障・税番号制度」が創設されることが決まりました。

マイナンバーは、公平・公正な社会の実現や行政手続の利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号で、町では法律の定めに従い、今年10月からのマイナンバーの通知に向けた準備を進めています。

今号では、町民の皆さんにマイナンバーへの理解を深めていただくために、制度の概要と今後のスケジュールをご紹介します。

マイナンバーの概要とメリット

●マイナンバーとは

10月から、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての方に通知される12桁の番号です。マイナンバーは一生使うもので、原則として不変ですが、「番号が漏えいするなどし、不正に使われるおそれがある場合」には変更できることとなっています。

●マイナンバー導入のメリット

現在、行政機関（国）・地方公共団体（自治体）などには年金の基礎年金番号、介護保険の被保険者番号、自治体内での事務に利用する宛名番号のように、事務を行う機関ごとに個人を特定するための番号が複数存在しています。そのため、異なる分野や機関で管理している情報が同じ方のものであることを確認するための各種書類を添付していただくなど行政手続の際に申請者にさまざまな負担が生じています。

各分野・各機関で横断的に1つのマイナンバーを活用する社会保障・税番号制度の導入によって、たとえば、個人の所得をより正確に把握して公平な税負担を実現する、あるいは年金・医療保険などの社会保障をよりの確に提供するなどの効果が期待されています。

今後のスケジュール

マイナンバーの導入の手順や運用に関するスケジュールは次のとおりです。

10月「通知カード」の発行

町から12桁のマイナンバーを通知するカードをお送りします。

※通知カードは公的な本人確認書類ではありません。

平成28年1月「行政手続での利用開始」「個人番号カード」の交付開始

社会保障・税・災害対策分野の行政手続で利用を開始します。また、希望者には申請により個人番号カード（顔写真付きのICカード）が交付されます。個人番号カードは、公的な本人確認書類として利用できます。

※個人番号カードの申請方法などは、今後の「広報あさひ」や町ホームページなどでお知らせします。

マイナンバーについて詳しく知りたい方へ

◆マイナンバー・ポータルサイト

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバー・コールセンター（有料）

TEL 0570-20-0178（0570-20-0291外国語対応）

問い合わせ先 総務課 377-5651